

平成 25 年 第 617 号

6
月

KOHO OWANI

おおわに
広報大鰐

SPA・SNOW・APPLE LAND OWANI

湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに

青森県
大鰐町
広報誌

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>



つつじ記念植樹(5月8日・茶臼山公園)

「茶臼山へつつじ植樹」

新緑の葉陰に岩木山、平川を望み
訪れる人々に
安らぎを与えてくれる
この一本も
いつまでも愛されますようにと
願いを込める



小学校入学式(4月8日・大鰐小学校)

Topics

話題

入学式

町内小・中学校の入学式が4月8日、行なわれました。

大鰐小学校校長成田哲観)では、新一年生28人と保護者、来賓者らが式に臨みました。

成田校長が在校生は入学を心待ちにしていました。昨日までできなかったことにも挑戦して下さい」「保護者の方にお願いです。家ではこどもが学習を始めたら集中できるように、テレビは消してあげてください。学力向上に繋がります」と挨拶。

教室に戻った児童は、真新しいランドセルに教科書などの教材を、担任の先生の手を借りるなどして大切に仕舞っていました。



交通安全祈願祭

大鰐町交通安全協会会長山田範正)主催による交通安全祈願祭が、春の全国交通安全運動の初日となる4月6日早朝、大円寺で協会会員、黒石警察署員、大鰐町交通安全母の会など関係団体の60人程が出席して行なわれました。

山田会長は、子どもや高齢者が交通事故などに遭わないよう活動していきましよう」と述べ、山田町長が、4月8日から新入生が通学を始めます。町の安全安心のため、ご協力をお願いしたい」と挨拶。黒石署大鰐分庁舎の夏井坂務次長が、皆様の協力なくしては事故防止は成しえない。協力をお願いしたい」と呼び掛けました。



交通安全祈願祭が4月6日早朝、大円寺で行なわれた

防犯清掃を実施

大鰐町大鰐婦人会会長・長内幸子)の防犯ボランティア20人程が4月17日、大鰐温泉駅前、鰐のぼりなどの清掃活動を実施しました。

長内会長は、今年度は4月17日、5月1日、6月5日、7月3日、8月7日、9月4日、10月2日、11月6日を予定していますので、どなたでも気軽に参加を」と呼びかけていました。

黒石警察署大鰐分庁舎の夏井坂務次長が、環境が少し悪いことにより更に悪化したりする。防犯という意味でも皆さんのこつした清掃活動は、大変意義深い活動です」と挨拶。また、長内会長は、近年は、ずいぶんゴミが少なくなりました。たばこの吸い殻はほとんど見られませんか」と語っていました。



善意

防犯ブザーが贈られる

大鰐町防犯協会女性部長・長内幸子)が4月5日、新入児童の防犯に役立てて欲しいと、防犯ブザー60個を町に贈りました。

長内部長が大鰐クリーン協同組合さんよりご提供いただいたものです。町内の子供達のためにご活用いただければ」と目録を山田町長に手渡し、山田町長は、日頃の防犯活動に感謝します。さっそく各小学校の新入児童へ配布したい。児童が4月8日より登校し、春の交通安全運動も始まります。今後、地域の安全にご協力をお願いします」と感謝しました。



T o w n 町の

つつじの記念植樹

町主催のつつじ記念植樹が5月8日、大鰐中学校(小野博一校長)の新一年生76名が参加して、茶臼山公園で行なわれました。

この日は、駐車場の上斜面に伊勢路、宮城野など、6種、90本の苗木が植えられました。

開会にあたり、木田専一教育長が「この植樹は昭和41年から実施されたとのことで、皆さんの先輩が植樹を続けてきたことで、今ではつつじの名所となつた。心を込めて植えて欲しい」と、挨拶。

また、津軽森林管理署の高崎道人署長が、国土の7割は森林です。戦後、木材の需要が高まり植林などが行なわれた。森林は地球温暖化防止や、人々の



心を癒す大切な役目を担っている。今日は傾斜地ですので、足元や周囲の人に十分に注意して作業してください」と、説明。

生徒らは、津軽森林管理署職員の指導のもと、慣れない唐鍬を使って苗木を植え、自分の将来の夢や目標を記した名札を取り付け、大人になつてからもつつじを見に訪れよう」と、語っていました。

ピザ作りに挑戦

町中央児童館主催による、いも植え&ピザ作りが5月11日、町総合福祉センターで行なわれました。

この日、25人程の児童が参加して、福祉センター裏の畑でジャガイモの種芋の植付けを行な



いました。

また、この日はピザ作りにも挑戦。各自手作りにしたピザ生地をアルミホイルに包み、ダンボール製の覆いをした、炭火を使った簡易窯に並べると、程なく香ばしい香りが辺りに漂い、20分程で焼きあがり、おいしそうに頬張っていました。

陸自弘前駐屯地司令より感謝状が贈られる

自衛隊弘前駐屯地創立45周年記念式典が4月21日、同所で行なわれ、烏海誠司令より山田町長(大鰐町自衛隊協力会会長)に、弘前駐屯地の各種行事への協力並びに会の運営などの功績により感謝状が贈られました。



烏海司令より感謝状が贈られる

税務課だより

「大鰐町ふるさとづくり寄附」の運用状況の公表

町では、平成20年度に「大鰐町ふるさとづくり寄附条例」を制定しました。この条例は、豊かな地域資源の保全及び活用と地域おける住民の福祉の増進を図るために寄附金を募り、それを財源に寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、地域間交流を図り、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とした条例です。

【平成24年度の運用状況】

寄附件数……6件 寄附金……311,500円

寄附金は「大鰐町ふるさとづくり基金」に積立し、前述の目的のため活用されます。

今後も寄附へのご協力をお願いいたします。

「寄附申込書」は、町役場税務課の窓口に用意してあります。

詳しくは 町役場税務課 ☎48 - 2111内線412・415

平成25年度全国統一防火標語

消すまでは 心の警報 ONのまま



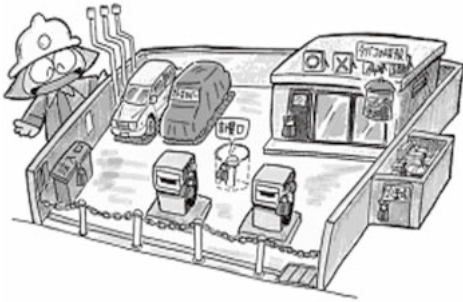
危険物安全週間

6月2日～8日

「あなたこそ無事故を担う司令塔」を統一標語に全国一斉に危険物安全週間が実施されます。

近年、全国的に石油類など危険物を取り扱う際の事故が増加傾向にあります。事故の原因は、誤った取り扱いやうっかりミスなど人的要因がほとんどです。危険物を取り扱うときは、安全を再確認するように心掛けましょう。

なお消防本部では、危険物安全週間にちなみ、危険物関係事業所の消防訓練や立入検査などを実施します。



危険物取扱者保安講習

講習

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物の製造所や貯蔵所および取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している人は、定められた期間内に保安講習を受講しなければなりません。該当する人は、受講の申請手続きを行ってください。

とき 7月11日(木)

ところ 岩木文化センター「あそべーる」(賀田1丁目)

講習種別

給油取扱所関係「給油取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している人

一般取扱所関係」以外の危険物施設で危険物の取り扱い作業に従事している人

受講期限

免状交付日また前回講習日以後の最初の4月1日から3年以内

新たに危険物取り扱い作業に従事することとなった日から1年以内

受付期間 6月10日～6月25日
受講料 4700円

申請書配付・問い合わせは 消防本部予防課本町2番地1 ☎32 5104

住宅火災から身を守る

のために、住宅用火災警報器を設置しましょう

う)

全国では、住宅火災による死者が、ここ数年1000人を超える状況で推移し、高齢化社会の進展により、今後さらに増加することが懸念されています。その死者も、逃げ遅れによるものが高い比率となっており、早い段階で火災に気づくことが命を守るために非常に重要であり、住宅用火災警報器が命を守るキーポイントとなります。

住宅用火災警報器は消防法及び火災予防条例により、平成20年6月から全ての住宅の寝室や階段に設置しなければなりません。火災時に住宅用火災警報器が鳴りひびき、火災を早期に発見し、火災となる前に対応できたなどの奏功事例が数多く報告されています。

更に「もし」住宅用火災警報器を設置していたならば、死者の発生を防げたと思われる火災も数多くあるのも事実です。この「もし」をなくするために住宅用火災警報器の設置をお願いします。

また、悪質な訪問販売には、十分注意してください。消防職員や公的機関の職員が、住宅用火災警報器を販売することはありません。

問い合わせは 消防本部予防課 ☎32 5104 又は最寄りの消防署・分署へ



受験手続の問い合わせは 黒石警察署大鰐分庁舎 ☎48 - 2241

シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

6月は、シートベルト・チャイルドシート着用強調月間です。

道路交通法により、自動車の運転者は備え付けられたシートベルトを装着しないで運転してはならないこと。備え付けられたシートベルトを装着しない人を乗せて運転してはならないこと。

チャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないこと。

が定められています。

平成20年8月に道路交通法が改正されすべての座席でのシートベルトの装着が義務化されました。

しかし、昨年のシートベルト着用状況全国調査では、青森県内の運転席、助手席のシートベルト着用率は100%に近づいてきてはいるものの、後部席でのシートベルト着用率は全国平均を大きく下回っている状態です。

また、チャイルドシートの着用状況全国調査の結果も、全国平均を大きく下回り、全国ワースト5位という状況です。

『命を守る』。決して大げさなことではありません。

「街中でスピードが出ていないから大丈夫」、「子どもは、しっかり抱っこしていれば大丈夫」と考える方もいまだに見られますが、現実には、青森県内の皆さんが普段通行している道路上で衝突の衝撃で、車内のハンドルや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う。衝突や横転の衝撃で、車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う。衝突時に、抱っこでは子どもを支えきれず、大人は無傷で子どもだけが怪我を負う

という交通事故が発生しています。

シートベルトについては、運転者が自分と自分の同乗者の「命を守る」という意識を持ち、すべての座席でのシートベルト着用をお願いします。

あやしいもうけ話・訪問販売などに注意！

最近、高齢者を狙った、「未公開株」「社債」などの取引に関するトラブルや、法外な価格の商品を強引に売り付ける訪問販売、自宅に突然押しかけ貴金属類を強引に買い取る訪問購入に関するトラブルが多く発生しています。

あやしいもうけ話や強引な訪問販売等には、特に注意が必要です。

【こんな勧誘文句にご用心！】

・有名な仏師が彫った仏像です。パンフレットが届いた人しか買えないので、代わりに買ってもらえませんか？5倍の値段で買取りします。

・過去に株で損をしていますね。取り返すためには手数料が必要です。

・(注文していないのに)確かに注文されていますよ？注文を受けたからこそ、こちらで住所や名前がわかるんです。受注販売なのでキャンセルはできません。

・(突然訪問)宝石のリサイクルショップからきました。いらぬ貴金属はありませんか？買い取ってあげましょう。

【こんな業者はあやしい！】

・頼んでもいないのに、突然、パンフレットや商品見本などを自宅に送りつけられた。

・頼んでもいないのに、突然、自宅に宝石の買取り業者が来た。

・今まで取引もなかった証券会社や買取り業者が、なぜか自分宛にパンフレットが届くことを知っており、「社の社債を持っていれば買い取る」などと言われた。

・探偵会社が、なぜか自分が過去に株で損をしたことを知っていた。

・見ず知らずの会社に、名義を貸すだけで高額な謝礼を出すと言われた。

・本来禁止されているのに、レターパックで現金を郵送するように言われたり、わざわざ自宅に現金を取りに行くと言われた。

【被害に遭わないために・・・】

・もうけ話を、安易に信じない！いったん電話を切って、冷静になりましょう。

・1人で悩んだり、抱え込まず、早めに家族やまわりの人に相談を！

なにかあやしい・・・、もしかしてだまされている・・・？そんなときは迷わず警察へ！買い取ってくれると信じて購入したのに、連絡がつかなくなった・・・速やかに警察へ！

犬のふんは飼い主がきちんと後始末しましょう

犬を散歩させるときには必ず清掃用具を持参し、ふんを持ち帰り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

警察官A(大卒)を募集します！

○この正義、真剣勝負
青森県警察本部では、警察官Aの採用試験を行います。

採用予定人員、受験資格等は次のとおりです。

受付期間 5月13日(月)～6月21日(金)

第一次試験 7月14日(日) 青森市
第一次試験合格発表 7月19日(金) 予定

第二次試験 8月下旬 青森市
最終合格発表 9月上旬

【警察官A / ・】
採用予定人員 男性・・・30人、女性・・・3人

受験資格 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者、又は平成25年9月30日までに卒業する見込みの者。(人事委員会が同等資格があると認めるものを含む)

採用予定人員 男性・・・50人、女性・・・8人

受験資格 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者、又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者。(人事委員会が同等資格があると認めるものを含む)

【警察官A / 武道指導(柔道・剣道)】
採用予定人員 各2人

受験資格 上記(男性・女性)受験資格を有する者のうち、
・柔道・・・講道館が認定する段位が3段以上であること。

・剣道・・・日本剣道連盟が認定する段位が3段以上であること。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成25年4月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		25年	前年比	25年	前年比
人身事故	発生件数	9	- 1	7	1
	死者	0	0	0	0
	傷者	11	- 5	9	3
物件事故		84	11	60	13

ひとり親家庭・寡婦の方々のために 児童扶養手当

支給対象・・・何らかの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している場合や、父又は母が心身に障害のある場合に、その児童を養育している父又は母(又は養育者)に対して児童扶養手当が支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給の対象となります。児童が政令で定める障害を有するときには、児童が20歳に達するまで支給されます。(所得制限があります。)

ただし、児童が施設に入所したり、父又は母(又は養育者)若しくは児童が国民年金(老齢福祉年金を除く。)厚生年金、恩給などの公的年金を受けているときは支給されません。

手当額(所得額に応じて10円刻み)・・・

【平成25年4月～】月額41,430円～9,780円

【平成25年10月～】月額41,140円～9,710円

第2子加算・・・月額5,000円(全部支給、一部支給共通)

第3子以降加算・・・1人につき月額3,000円(全部支給、一部支給共通)

ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費(入院時食事療養費は除く。)の助成をする制度です。(所得制限があります。)

給付対象者・・・

イ.母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童(18歳に達した年度末まで)

ロ.母及び父(ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円)



特別児童扶養手当

精神か身体に中度以上の障害を持つ20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設(保育所や通園施設を除く)に入所している場合や、障害により支給される公的年金を受けている場合は対象となりません。また、請求者本人と配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

なお、児童扶養手当や障害児福祉手当と合わせて受給できません。

手当額・・・

・1級(重度障害児)...

【平成25年4月～】月額50,400円

【平成25年10月～】月額50,050円

・2級(中度障害児)...

【平成25年4月～】月額33,570円

【平成25年10月～】月額33,330円

支給方法・・・4・8・11月の年3回で、4ヶ月分を請求者名義の口座に振り込み

支給期間・・・認定請求した翌月から児童が20歳に達する月まで

障害児福祉手当

精神か身体に重度の障害(診断書で判定)があり、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の児童に支給されます。

ただし、児童福祉施設に入所している場合や障害により支給される公的年金を受けている場合は対象となりません。

また、請求者本人と配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

手当額・・・

【平成25年4月～】月額14,280円

【平成25年10月～】月額14,180円

支給方法・・・5・8・11・2月の年4回で、3ヶ月分を児童名義の口座に振り込み

支給期間・・・認定請求した翌月から児童が20歳に達する月まで

詳しくは 町役場保健福祉課児童福祉係 ☎48 - 2111内線303(野呂)

子育て支援の手当についてのお知らせ

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する親等に支給するものです。

受給できる人(請求する人)・・・

中学校修了前の児童を養育する親等のうち、児童の生計を維持する程度が高い者であって、日本国内に居住する人が受給(請求)します。

児童福祉施設等に入所している児童や里親に委託された児童については、施設の設置者または里親が受給します。

離婚協議中で父母が別居している場合、児童と同居している親が受給します。

未成年後見人や、海外に居住する父母が指定した人も、要件を満たせば受給できます。

対象となる児童・・・

日本国内に居住する中学校修了前の児童(15歳到達後最初の年度末までの児童)

児童が海外留学の場合も支給対象となります。(3年間まで)

手当月額・・・

- ・0歳～3歳未満(一律)・・・15,000円
- ・3歳～小学校修了前
 - 第1子・第2子・・・10,000円
 - 第3子以降・・・15,000円
- ・中学生(一律)・・・10,000円

所得制限限度額以上の世帯については児童1人につき一律5,000円。

第何子かの判断は、養育している18歳到達後最初の年度末までの児童の生年順によります。

支給開始月・・・

原則として、請求月の翌月分から支給します。ただし、事由発生日(出生の場合は出生日、転入出の場合は転出証明書に記載された「異動年月日」)から15日以内に請求すると、事由発生日の翌月分から支給します。

手当の支払い・・・

原則として、6月、10月、2月の10日(10日が土・日・祝日の場合はその前の平日)にそれぞれの前月分までを支給します。

請求先・・・

- ・請求者が公務員以外の場合 請求者が住民登録している市町村役場
- ・請求者が公務員の場合 請求者の勤務先

6月は現況届の提出の月です

児童手当現況届の提出をお願いします。

児童手当を受けるには・・・

現在、児童手当を受けている方は、「現況届」の提出が必要です。

この届は、毎年6月1日現在における状況を記載していただき、受給要件を確認するための書類です。

現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

該当する方には現況届を送付しますので、6月中にご提出ください。

提出するもの・・・

- ・現況届
- ・請求者(受給者)の健康保険証の写し
- ・1月1日現在、他市町村に住んでいた方は、その市町村長の証明する最新の所得証明書が必要です。また、所得があるために受給者の扶養にはいない配偶者も所得証明が必要です。
- ・外国人の方は受給者と児童のパスポートのコピー(写真と在留資格が分かる部分)

提出方法・・・

町役場保健福祉課の窓口 番にお持ちください。結果通知・・・

ご提出いただいた現況届を審査し、不備のない方には10月上旬頃に認定通知書を交付します。



【児童手当所得制限限度額表】

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

「ご存知ですか」公的年金制度

住民生活課だより

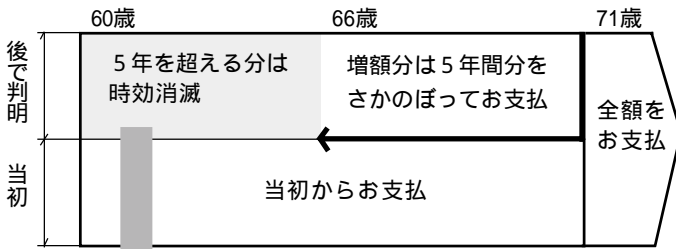
年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

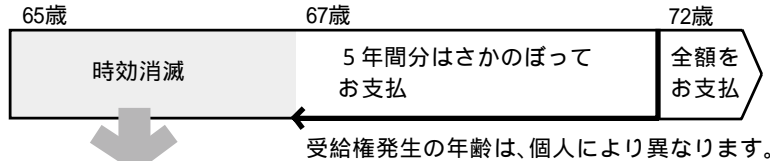
今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていました。

【具体例】60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



【具体例】72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



これからは……年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします。

詳しくは
町役場住民生活課
国民年金係 ☎48 2111
内線327(成田)

対象となる方
1、既に年金記録が訂正されている方

年金記録の訂正により年金が増えた方（年金・老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間遡って支払われます。

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになった方（年金・老齢・障害・遺族の時効消滅分が全期間遡って支払われます）

や、に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方（未支給年金の時効消滅分が支払われます）

ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

2、今後、年金記録が訂正される方
今後、年金記録が訂正された結果、前記と同じように年金額が増える方（増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます）

必要な手続は
今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。（平成19年9月）

今すぐ手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの年金事務所にて、必要な書類を提出または郵送していただきますようお願いいたします。

郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

お手続からお支払いまでの期間は、通常は2〜3ヶ月程度です。

なお、年金額計算が複雑なケースでは、更に時間がかかる場合があります。

お支払いの前に、審査結果振込等のお知らせをいたします。

窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】
手続にお越しの際は、「年金証書」「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合】
亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）

振込を希望される金融機関の預金口座の通帳
【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続をされる場合】
下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

ご本人以外の方が代理で手続をされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

委任状
委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）

未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル0570 05 1165（平日8時30分〜17時15分）までお願いします。日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）厚生労働省・日本年金機構

7月1日から



消防広域化スタート！



7月1日から、弘前、黒石、平川、板柳の4消防本部が一つになり、『新』弘前地区消防事務組合としてスタートします。

「119番」通報は、これまでどおりです。広域化しても弘前・黒石・平川・板柳のそれぞれの消防署



(通信指令課)が対応します。携帯電話からの通報の場合、電波状況によっては他の消防署につながるがありますが、管轄する消防署へ転送されますので、係員の指示に従ってください。

災害現場に最も近い消防署・分署から出動することにより、現場への到着時間が短縮されます。また、出動車両が増加し、災害対応力が強化されますので、被害の軽減が期待されます。

消防に関する一部を除く申請や届出、救急講習会の申込みなどは、お近くの消防署、分署で受付できます。詳しくは、弘前地区消防事務組合消防本部 ☎32-5101へお問い合わせください。またはHPをご覧ください。HPでは様式などもダウンロードできます。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/shobo/index.html>

消防本部、各消防署所の位置・名称・所在地・連絡先は下図のとおりです。

◎ 弘前地区消防事務組合 消防本部
弘前市本町2-1

1 消防本部 5 署 10 分署



名称	所在地	☎
弘前消防署	弘前市本町2-1	32-5199
藤代分署	弘前市浜の町東3丁目1-11	34-1317
西北分署	弘前市小友字神原371-2	93-3310
西分署	弘前市鳥井野字宮本301-2	82-3311
目屋分署	西目屋村田代字神田56	85-3119
東消防署	弘前市城東中央5丁目6-11	27-1151
柘形分署	弘前市豊原1丁目3-9	33-4311
南分署	大鱈町蔵館字金坂57-1	48-2108
北分署	藤崎町水沼字浅田71-3	75-3333
黒石消防署	黒石市追子野木1丁目576	52-4271
山形分署	黒石市上山形字村岸9-2	54-8330
田舎館分署	田舎館村八反田字古館206-1	58-2962
平川消防署	平川市平田森前田331	44-3122
碓ヶ関分署	平川市碓ヶ関鯨森67-2	45-2240
板柳消防署	板柳町灰沼字岩井70	73-2339

問い合わせは 弘前地区消防事務組合 消防本部(代) ☎32 - 5101

“津軽”の話題満載

津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、要介護認定審査・障害程度区分判定審査ほか、各種ソフト事業などのさまざまな事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。

6月22日(土)23日(日)、名坪平運動公園に隣接する岩木川に約500mの特設コースを整備し、ワイルドウォーター、スラロームの2種目の全国大会「ジャパンカップ」とローカル大会である白神カップカヌー大会が行われます。ジャパンカップでは全国各地からトップレベルの選手が集結し、卓越した技術を競い合い、白神カップではカヌー愛好者が自慢の艇に乗り、大会を楽しんでいます。

カヌージャパンカップ・白神カップカヌー大会 (西目屋村)



過去にオリンピック出場選手も参加していました

日時 6月22日(土)23日(日)
場所 西目屋村岩木川カヌー会場
問い合わせは 西目屋村カヌー大会実行委員会 ☎85858

華やかなショーの世界を表現「田んぼアート」 (田舎館村)

昨年までとは趣向を変えた図柄の今年の田んぼアート。第1アートは、大衆演劇の女形で有名な俳優の梅沢富美男さん演じる花魁と、映画「七人の浮気」でのマリリン・モンローをそれぞれモチーフに、「花魁とハリウッドスター」を描きます。第2アートにはウルトラマンを描きます。21年目を迎え、テーマなど心機一転した今年の田んぼアートは必見です。



今年度の第1田んぼアート図柄「花魁とハリウッドスター」(完成イメージ)

皆さんのご来場をお待ちしています。
観覧会場
第1アート＝田舎館展望台(田舎館村役場6階)
第2アート＝弥生の里展望所道の駅いなかだて 弥生の里()
開館時間 10/14まで無休
(9/29 第1アートはイベントのため休み) 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
入館料 大人(中学生以上)共通券300円、個別券200円 小人(小学生)共通券100円
未就学児及び障がい者障がい者手帳等を提示したときのみは無料
団体割引はありません。
問い合わせは 田舎館村企画観光課 観光係 ☎58111 (内線242)

市町村イベントカレンダー

6・7・8月の主なイベント

～6/30 板柳町ふるさとセンター農業収穫体験 カラフルなミニトマトの収穫体験は1人200円。利用可能日や時間は問い合わせ下さい。板柳町ふるさとセンター ☎72-1500
6/1～10/31 ひらか和!入浴ラリ温泉に入浴し、スタンプを集め応募すると、抽選で豪華賞品が当たります。 同実行委員会事務局(柏木温泉内) ☎44-7600
6/15～7/7 第44回日展青森展 青森県武道館を会場に開催。日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書の5部門295点を展示。 東奥日報社企画事業部 ☎017-739-1249
6/16・23 紙粘土教室 テーマは毎回変わります。色々な造形が楽しめます。 田舎館村総合案内所「遊稲の館」 ☎58-4689
6/22・23 2013カヌー・スラローム・ワイルドウォーター・ジャパンカップ 国内最高峰のカヌー大会。全国各地のA級登録選手が激流に挑み熱戦を繰り広げます。 同実行委員会事務局(西目屋村教育委員会内) ☎85-2858
6/23 第14回よさこい津軽 今年も土手町通りを会場に開催!参加者・観客が一体となって楽しめる祭りです。 実行委員会事務局(弘前商工会議所内) ☎33-4111
6/23 たけのこマラソン大会 子どもから大人まで誰でも楽しむことのできるマラソン大会。去年からハーフ種目を創設。 同実行委員会 ☎46-2104

6/30 ふじワングランプリ2013 B-1形式で町店舗・団体が考案したふじさきグルメのNO.1を決める食の祭典。 藤崎町企画財政課 ☎75-3111
7/3～6(予定) 横町夜店まつり(黒石市) 七夕飾りが通りを彩り、露店や各種イベントが盛りだくさん。 横町向上会 ☎52-3060
7/14 クラシックカー青森ミーティングinこみせ 懐かしい旧車約200台が全国から集合。参加車両による市内パレードが行われます。 黒石商店街協同組合 ☎53-6030
7/20・21 丑湯まつり(黒石市湯湯温泉地区) 無病息災を願う伝統行事。特設会場でのイベントで祭りムードを盛り上げます。 丑湯まつり事務局 ☎54-8322
7/28 だるリンピック 夏休みの思い出に、親子・友人同士でだるまみれになってたのしみませんか。 田舎館村総合案内所「遊稲の館」 ☎58-4689
7/28 浅瀬石川ダム湖ふれあいデー(黒石市) 浅瀬石川ダム周辺で、ステージイベント・出店などのさまざまな催しが楽しめます。 浅瀬石川ダム管理所 ☎54-8782
7/30～8/5 黒石ねぶたまつり 津軽の夏祭りの先陣を切り、約70台のねぶたが集合。合同運行は7/30と8/2です。(社)黒石青年会議所 ☎52-3369
8/1・3 大鰐温泉ねぶたまつり合同運行 扇ねぶた約20台による合同運行 大鰐温泉観光協会事務局(大鰐町役場企画観光課内) ☎48-2111

8/1～7 弘前ねぶたまつり 武者絵などを題材とした大小約80台のねぶたが、市内を勇壮・華麗に練り歩きます。 弘前市観光政策課 ☎35-1128
8/2・3 平川ねぶたまつり2013 華やかな踊りが加わる「平川ねぶた」。今年も高さ11mの「世界一の扇ねぶた」が出陣。 平川市商工会 ☎44-3055
8/2・3・5 藤崎町ねぶた合同運行 藤崎地区、常盤地区それぞれ約10台のねぶたが出陣し、町内を練り歩きます。 藤崎町商工会 ☎75-2370
8/4 第38回田舎館村ねぶた合同運行 各地区の子どもからお年寄りまで参加し、村内のねぶた約150台が出陣。 田舎館村中央公民館 ☎58-2250
8/5 第39回おのえねぶた祭り おのえねぶた祭りは高揚感に満ちあふれ、待機中には津軽各地の囃子の競演も見られます。 平川市商工会尾上支所 ☎57-2317
8/8～10 2013りんご灯まつり 「ノレサ!ソレサ!」の掛け声で町内を練り歩く『りんご山笠』は9日夕方に運行します! 板柳町経済課地域振興係 ☎73-2111
8/14 2013りんごの里いたやなぎ花火大会 3,000発の花火が夏の夜空を彩ります。 板柳町商工会 ☎73-3254
8/14・15 碓ヶ関御開所祭り 津軽の表玄関の「開所」を舞台に、多彩な催し物を開催。 平川市商工会碓ヶ関支所 ☎45-2044



行事予報



6月

天候等による日程の変更にご注意ください。

7日(金)	大鰐町小学校体育祭
8日(土)	万国ホラ吹き大会(石の塔登山・大鰐温泉駅午前8時出発/ホ ラ吹き大会・鰐come正午~)

7月

1日(月)	羽黒神社宵宮
9日(火)	宿川原・蔵館宵宮
11日(木)	日の出・前田ノ沢宵宮
13日(土)	駒木・三ツ目内宵宮
14日(日)	八幡館・九十九森・元長峰・折紙・早瀬野宵宮
15日(月)	森山・高野新田・虹貝・虹貝新田宵宮
16日(火)	唐牛・駒ノ台・居士宵宮
17日(水)	苦木・島田宵宮
21日(日)	大円寺宵宮
23日(火)	長峰宵宮

県労政・能力開発課だより

事業主のみなさまへ 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率 が引き上げとなりました

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わりました。

事業主の皆さまは、ご注意ください。

【平成25年4月1日以降の法定雇用率】

民間企業(1.8%) 2.0%

国、地方公共団体等(2.1%)

2.3%

都道府県等の教育委員会(2.0%) 2.2%

【ご注意】 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

障害者雇用推進者 1を選任するよう努めなければなりません。

(1 障害者雇用推進者の業務)

・障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設、設備の設置や整備

・障害者雇用状況の報告

・障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出など

詳しくは 青森県庁労政・能力開発課 地域雇用対策グループ ☎017 - 734 - 9398

中央3丁目20 - 30 県民福祉プラ
ザ3階 ☎017 - 735 - 4152 FAX017 -
735 - 4160(三浦)

青森県からりんご生産者 の方へのお知らせ

近年、りんごに対するニーズは
生食だけでなく、スイーツや料理
用など多様化しています。この
ような変化を「ビジネスチャン
ス」として捉え、県では、生産者、
実需者(りんごを原料に活用した
製品・商品を提供する業者)とも
にメリットがある“ウイン・ウイ
ン”の関係を築くため、新たなビ
ジネス展開に興味をお持ちの方
を対象に、関連する業種の方々の
参画を仰ぎながら、現地視察研修
や実需者との交流の場などを設
け、そのきっかけづくりを支援し
ていくこととしています。

興味をお持ちの方は、市町村農
林担当窓口か県りんご果樹課
ホームページに掲載しているパ
ンフレットの裏面に必要事項を
記載の上、平成25年6月20日(木)
までに、りんご果樹課へFAX
017 - 734 - 8143でお申し込みく
ださい。FAXをお持ちでない
方は、電話連絡でもかまいません。

なお、申し込み期日を過ぎてか
らでも随時対応しますので、興味
のある方はご連絡ください。

詳しくは 青森県農林水産部り
んご果樹課 ☎017 - 734 - 949(佐藤)

6月1日～30日は土砂災 害防止月間です！

国土交通省と各都道府県では、
毎年6月1日から30日までを『土
砂災害防止月間』と位置づけ、本
格的な豪雨の時期を前に、土砂災
害による被害防止に向けて様々

な防災・広報活動を実施しています。
青森県内には、約4000箇所もの
土砂災害危険箇所があります。
山あいの沢筋に溜まった土砂や
巨石が雨で増えた沢水と一緒に
流れ出る『土石流』、地下水の上昇
により地盤がゆるみ、地盤全体が
ゆっくりとすべり出す『地すべ
り』、雨を含んで脆くなった崖が
唐突に崩壊する『がけ崩れ』…ど
れも強い雨が原因となり、山や崖
がある地域ではどこでも起こる
可能性があります。

昨年度は日本各地で土砂災害
が発生し、そして多くの犠牲者が
出ました。

「今まで経験したことのないよ
うな強い雨が降っている」ときは
「今まで経験したことのない災害
が起こるかもしれない」と心に留
め、正しい危機意識と早期避難で
土砂災害による被害ゼロを目指
しましょう。

連絡先 大鰐町役場総務課 消
防防災係 ☎48 - 2111

詳しくは 青森県県土整備部
河川砂防課砂防グループ ☎017 -
734 - 9670 参考URL(青森県ホー
ムページ・平成25年度土砂災害防
止月間) <http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/buid/H25doshagekkan.html>

青森財務事務所からのお 知らせ

東北財務局青森財務事務所
では、ご希望のテーマに応じた講師
の派遣による講演活動を行って
おります。

地域グループ、学校、町内会、婦
人会などの会合などの機会に、お
気軽にご連絡ください(講師料・
交通費などは一切不要)。

連絡先 青森財務事務所 総務
課 ☎017 - 722 - 1461

受付 土・日・祝日除く 8:30 ~
17:00

講演テーマ例 我が国の財政の
現状と今後のあり方、最近の経済
情勢、金融犯罪被害にあわないた
めに、中小企業等に対する金融円
滑化、など

詳しくは 青森財務事務所総
務課 ☎017 - 722 - 1461

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環
境保護周知啓発強化期間」です。
電波は、ルールを守って正しく使
いましょう。電波の混信・妨害に
ついてのお問い合わせは下記まで。

詳しくは 総務省東北総合通
信局相談窓口 ☎022 - 221 - 0641

自動車税の納付はお早めに

県では、6月上旬に自動車税の
納税通知書をお送りしています。

納期限は7月1日(月)です。
お早めにお近くのコンビニエ
ンスストアや金融機関又は県税
部で納めてください。

納める人 県内に主たる定置
場がある自動車の4月1日現在
における自動車登録上の所有者
(割賦販売などで自動車販売店が
所有権を留保している場合は、自
動車の使用者)

東日本大震災により滅失又は
損壊した自動車の代替取得自動
車について、自動車取得税・自動
車税が非課税となる場合があります。

詳しくは 中南地域県民局県
税部納税管理課(代表) ☎32 -
1131内線231・333(直通) ☎32 -
4341

INFORMATION

おしらせ

農業者年金を受給されているみなさん、現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年6月中旬に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は、農業者年金基金から郵送されています(5月末頃)ので、住所、氏名を自署のうえ、町農業委員会に提出してください。

提出がないと年金の支給が停止となる場合がありますのでご注意ください。また、農業所得の申告も忘れずに。

詳しくは 大鰐町農業委員会事務局 ☎48 - 2111内線42ㄨ(山口)

身体障害者「巡回診査」実施について

身体障害者の医学的判定と更生に必要な総合的相談に応じ、援護の万全を期することを目的に、下記の日程で身体障害者の巡回診査が実施されます。

【実施日等】

対象となる障害者...肢体不自由
 実施日 平成25年7月8日(月)
 場所 弘前市身体障害者福祉センター(弘前市八幡町1-9-2)
 受付時間 9:00~11:00
 診査時間 9:30~12:00
 持参する物 身体障害者手帳(手帳がある方のみ) 印鑑
 その他 手帳を既にお持ちで再

認定が必要な方については、別途お知らせします。

巡回診査を受ける必要のある者
 1.身体障害者手帳をお持ちの方で、再認定を要する方は必ず受診のこと

2.身体障害者手帳の交付を受けたい方(6月21日(金)までに町役場保健福祉課へ連絡してください)

3.身体障害者手帳の障害程度変更の診査を受けたい方

4.義肢・装具等の補装具(電動車椅子の他、複雑な処方をするものは除く)の交付、再交付、または修理を必要とする方

*当日の診査で得られる情報のみでは判定が出来ないことがあります。

また、身体障害者手帳の障害程度再認定が必要な方は、指定医師のいる医療機関においても再認定診断書が作成できます。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線31ㄨ(嘉瀬・菊池)

無料法律相談所開設のお知らせ

大鰐町では、いろいろな問題で困っている方々のために弁護士を招いて、無料法律相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。

相談は下記の日時、場所で行います。

日時 平成25年6月21日(金)午前10時~正午

場所 大鰐町中央公民館 3階小会議室

相談員 青森県弁護士会会員 弁護士 実初好弘

相談の内容等については、秘密厳守ですのでご安心ください。

相談を受けることができる方は、8名以内となっております。申し込み順としておりますのでご了承下さい。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線30ㄨ(野呂)

母子家庭・寡婦自立支援について

平成25年度母子家庭の母及び寡婦の自立を支援するために次のとおり講習会及び相談事業を実施します。

母子家庭等就業支援講習会
 *介護職員初任者研修課程
 会場 弘前市
 講習開催期間(日中) 平成25年8月~9月の平日
 募集期間 平成25年6月3日(月)~14日(金)

*簿記・経理ソフト講習会
 会場 弘前市
 講習開催期間(夜間) 平成25年7月~12月上旬
 募集期間 平成25年6月3日(月)~14日(金)

*調理師試験準備講習会
 会場 弘前市
 講習開催期間(日中) 平成25年7月24・25日
 募集期間 平成25年6月3日(月)~14日(金)

各講習会とも定員あり。
 受講料は無料となるが一部教材費・受験料が自己負担のものもあり。

相談事業(電話による相談も可能)

*就業相談 通年
 *法律相談 毎月第3火曜日
 *母子相談 通年

詳しくは 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 青森市

受講対象者 小学生以上の方(企業、団体、公共サービス機関、商店街、老人クラブ、ボランティア、学校関係、地域の集まりなど、できるだけ5名以上)

開催日 原則平日で希望される日(講座実施に調整が必要ですので希望日の1ヶ月以上前までの申込み)

開催場所 希望される場所(講師が出向きます)

時間 60~90分

詳しくは 町役場保健福祉課
地域包括支援係 ☎48 - 2111内線
331・333(澤田・小野)

スキー場支援ボランティア(草刈り)のお願い

大鰐温泉スキー場の環境整備(ゲレンデ整備、草刈り)実施にあたり、ボランティアを募集いたします。

期日 平成25年6月22日(土)午前中、小雨決行

集合 雨池スキーコミュニティセンター(午前8時まで集合)

活動 ゲレンデの柴・草刈り(雨池国際コース中間地点より下側付近を予定)

持ち物 草刈り機(肩がけ)は各自持参をお願いします。(無い方には貸出機を10台程用意していますが、事前の連絡をお願いします。燃料等は当方で準備します。)

その他 参加者はボランティアとしてお願いするため、傷害対策(ボランティア保険等)に加入していない方は、氏名、生年月日、住所、連絡先等通知のうえ下記までお申込みください。なお、団体で申し込む場合は各団体で取りまとめをお願いします。

問合せ・申込先 町役場企画観光課 ☎48 - 2111内線232(岩崎・渡邊・横山)

りんご共済、26年産総合方式申込受付のお知らせ

近年続く異常気象に備えて

『オールリスク型補償』

【対象となる災害】・・・風害・雪害等すべての気象災害、地震・噴火・火災・病虫害等。

【対象となる割合】・・・3割以上の被害から共済金が支払われます。

【農家負担額と補償額】・・・申込は箱数単位となります。

・農家負担額はおよそ1箱85円

『ふじ』の場合(品種によって異なります)

・補償額は最高でおよそ1箱2,050円

『ふじ』の場合(品種・補償プランによって異なります)

国が掛金の半分をあらかじめ負担!

防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引!

申込締切は 平成25年7月5日まで

詳しくは ひろさき広域農業共済組合 ☎28 - 5700

大鰐町陸上競技協会からののお知らせ

第21回青森県民駅伝競走大会(9月1日開催予定)に出場する大鰐町代表選手の選考会を下記のとおり開催します。出場希望者は奮ってご参加ください。

開催日 平成25年6月22日(土)・7月20日(土) 受付時間は午前8時から8時30分

開催場所 大鰐中学校グラウンド

選考内容 走力測定・・・一般・高校男子5Km 高校生以上女子3Km スタート時刻は午前9時
出場申込み期限 平成25年6月19日

問合せ・申込みは 大鰐町陸上競技協会 ☎48 - 2147・☎090 - 1115 - 0170(植田)

災害共済に加入しよう

町民の皆様、交通災害に加入されましたか?

申し込みがまだの方、今からでも遅くはございません。交通災害共済は、申し込みされたその日からの加入になりますので、いつ加入されても構いません。ご加入をお待ちしています。

申し込み用紙は、町役場住民生活課 番窓口にあります。

詳しくは 町役場住民生活課 ☎48 - 2111内線322(中島)

平成25年度第1回労働相談会開催

個々の労働者と事業主との間に生じた労働条件等に関するトラブルについて、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

日時 平成25年7月2日(火)

午後1時30分~4時

場所 青森県観光物産館アスパム(9階 津軽・南部)(青森市安方一丁目1番40号)

対象者 県内の労働者、事業主
委員 公益委員(弁護士、大学教授等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)

費用 無料

その他 秘密厳守、事前予約可

詳しくは 青森県労働委員会事務局 ☎017 - 734 - 9832

INFORMATION

おしらせ

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

健康診査を受けましょう
 ・健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。(生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます。)
 ・健康診査は1年1回無料で受診できます。(がん検診等と併せて受診する際は、別途費用がかかる場合もあります。)
 ・6月、7月に町総合福祉センターで行われる町の集団健診するか、又は個別に医療機関で受診する個別健診かどちらかを受診することができます。(事前に送付されている特定健診受診可能医療機関一覧を参照して下さい。)
 詳しくは 町役場保健福祉課 国保係 ☎48 - 2111内線317・318

夏季町民登山教室

大鰐山岳会では、下記のとおり夏季町民登山教室の参加者を募集致します。
 目的地 鋸岳(津軽半島外ヶ浜町・標高582m)
 日時 平成25年7月7日(日)
 集合場所 旧JA大鰐支店前
 午前6時45分まで集合 午前7時出発
 参加料 大人2,000円 小・中学生1,000円

参加資格 小学5年生以上(小・中学生は家族同伴が原則)・大人満70歳まで。
 但し、心臓病及び高血圧症治療の方はご遠慮ください。
 申し込み場所 大鰐町大字大鰐字湯野川原92番地 成田章一まで ☎48 - 2843
 締切 平成25年6月28日(金)
 携行品 山歩きに適した服装で、以下のものを携行すること。登山靴・雨具・ヤッケ・着替下着一式・水筒・軍手・昼食・予備食ほか。
 当日雨天の場合は予定コースを変更いたします。
 詳しくは 大鰐山岳会 成田章一 ☎48 - 2843

第34回町民バドミントン大会・ジュニアバドミントンクラブのご案内

主催 大鰐町体育協会、大鰐バドミントン協会
 後援 大鰐町教育委員会、大鰐町体育指導員協議会
 期日 平成25年7月7日(日)開会式8時30分・試合開始9時
 会場 大鰐小学校体育館
 種目 ダブルス個人戦 男子ダブルス 初心者ダブルス 混合ダブルス 学生の部(オープン)
 参加資格 大鰐一般町民(大鰐に職籍のある方も可)
 参加料 1ペア1,000円(保険料を含む)学生は無料
 競技方法 21ポイント・3ゲームマッチ・分割リーグ・決勝トーナメント方式
 締切 7月1日(月)午後4時
 表彰 男子ダブルス優勝ペアには町長杯、初心者ダブルス優勝ペアには教育長杯、混合ダブルス優勝ペアには体育協会長杯を授与

(いずれも持ち回り)
 その他 服装は運動着とズック エントリーは一人1種目に限る 申し込みは二人1組で参加料を添えて申し込んでください。
 《あじゃらジュニアからのお知らせ!!》
 大鰐町バドミントン協会では、小学生を対象に通年でジュニアバドミントンクラブを開催しています。練習は毎週木曜日と隔週の月・火曜日の19時から大鰐小体育館にて。来館の事前申込みは島内俊二 ☎090 - 7063 - 4298まで
 詳しくは 島内俊二 ☎090 - 7063 - 4298、坂本府隆(坂本靴履物店方) ☎48 - 4193

認知症サポーターになりませんか!『出前講座』のご案内

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、『認知症サポーター』の養成講座を行っています。
 『認知症サポーター』とは、何か特別なことをするのではなく、認知症について偏見を持たず正しく理解し、あたたかく見守る応援者のことです。
 『認知症サポーター』が地域や町会、商店街、金融機関などにおいて、ちょっとした手助けができれば、認知症の人やその家族が安心して住み慣れた場所で暮らすことができます。
 養成講座では、講師が出向き、認知症についての正しい知識や対応方法などを1時間程度お話しします。
 随時受付を致しますのでお気軽にお問合せ下さい。

6月は町民税・県民税普通徴収分(1期の納期です)。

1歳の誕生日

【地区・居士】

棟方慎矢・佑佳さんの子

いっ さ
一 冴 ちゃん

(平成24年 6月15日生まれ)



わんぱく盛りの真っ只中!!
よく寝て、よく食べて、
いっぱい遊んでいます☺
お外が大好きだから、
早く暖かくなならないかなぁ♡
健康第一!!
心も体も大きく育ちますよーに

暮らしの情報「消費者からの相談事例」 見守り新鮮情報第161号

「裁判に出す」と脅す健康食品送りつけに注意

突然知らない業者から、注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのでびくりして断ると、「注文を受けたときの録音もある。裁判に出してもいいんだなど」とても強引な口調で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえなかった。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくれればその後の契約は取り消す」と言われたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたいくない一心で、承諾してしまっただ。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くない。返金してほしい。

(70歳代男性)

ひとこと助言

注文した覚えがないのに「注文されている」など

と言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近注文したときの録音がある「裁判に出す」と脅す手口が見られます。このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。一方的に「商品を送る」と言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。断りきれずに承諾し商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

困ったとき、
悩んだときは
消費者ホットライン
☎0570-064-370

青森県消費生活センター
☎017-722-3343
青森県消費生活センター弘前相談室
☎0172-364500
大鰐町役場企画観光課消費相談窓口
☎0172-482111

戸籍の窓口

4月受付分



おくやみもうします 亡くなった人(年齢)地区名

野村 ゆり(78歳)大鰐7 A
相馬 ミヨ(91歳)大鰐6 B
工藤 美登里(60歳)駒木
工藤 てい(88歳)大鰐5 B
下山 オバ(95歳)折紙
貴田 トミ(97歳)三ツ目内
成田 勝春(71歳)大鰐6 A

石郷 定雄(88歳)九十九森
徳海 カツ子(86歳)蔵館1
小竹 進(85歳)唐牛
水木 鐵造(77歳)苦木
木田 鉄雄(96歳)三ツ目内
前田 昭市(74歳)蔵館2
齊藤 友子(88歳)大鰐10
横山 正雄(64歳)大鰐2
二川原 明(71歳)大鰐3
松山 まさ彥(89歳)元長峰

大鰐町の人口と世帯数

平成25年4月末日現在
人口 10,947人
前月比 (-40)
男 5,047人
女 5,900人
世帯数 4,294世帯
前月比 (-2)